

## 給与所得控除の見直し

給与収入から給与所得を算出する際に、給与収入から控除する「給与所得控除」について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

※2025年中(1月1日から12月31日)の収入に対して課税される、2026年度(令和8年度)の個人住民税(市県民税)から適用されます。

### ●対象者

給与収入金額が190万円以下の方

### ●控除額

給与等の収入金額	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円	65万円
180万円超 190万円以下	給与等の収入金額×30%+8万円	65万円
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額×30%+8万円	改正なし
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額×20%+44万円	改正なし
660万円超 850万円以下	給与等の収入金額×10%+110万円	改正なし
850万円超	195万円(上限)	改正なし